

1. 策定の趣旨、計画期間等

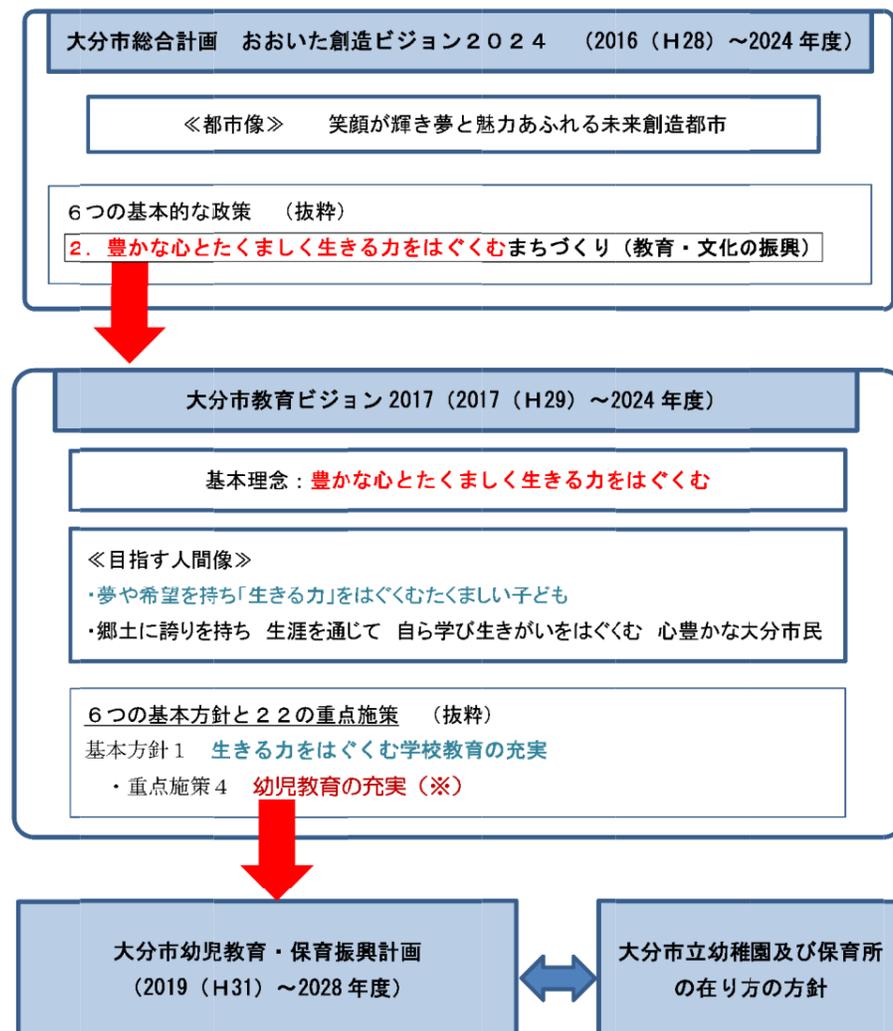
本市では、現行の「大分市幼児教育振興計画」が平成 30 年度に計画期間の最終年度を迎えるにあたり、平成 29 年度の機構改革により幼児教育と保育の一体的な提供を目的として設置された子どもすこやか部において新たな振興計画の策定作業を行うことに鑑み、本市の幼児教育・保育の現状と課題を踏まえた検討を行う中、平成 31 年度から 10 年間の幼児教育・保育の指針となる「大分市幼児教育・保育振興計画」を策定することとしました。

本計画は、国の幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（定）を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」に基づく「大分市教育ビジョン 2017」との整合性を図り、本市幼児教育・保育の「基本理念」及び「めざす子ども像」、そして基本理念の実現に向けた 5 つの「基本方針」を示しました。また、基本方針のもとで進める「重点施策」や「具体的取組」を明らかにし、すべての教育・保育施設、地域、家庭及び行政が共通の認識のもとで連携・協働して取り組む計画としています。

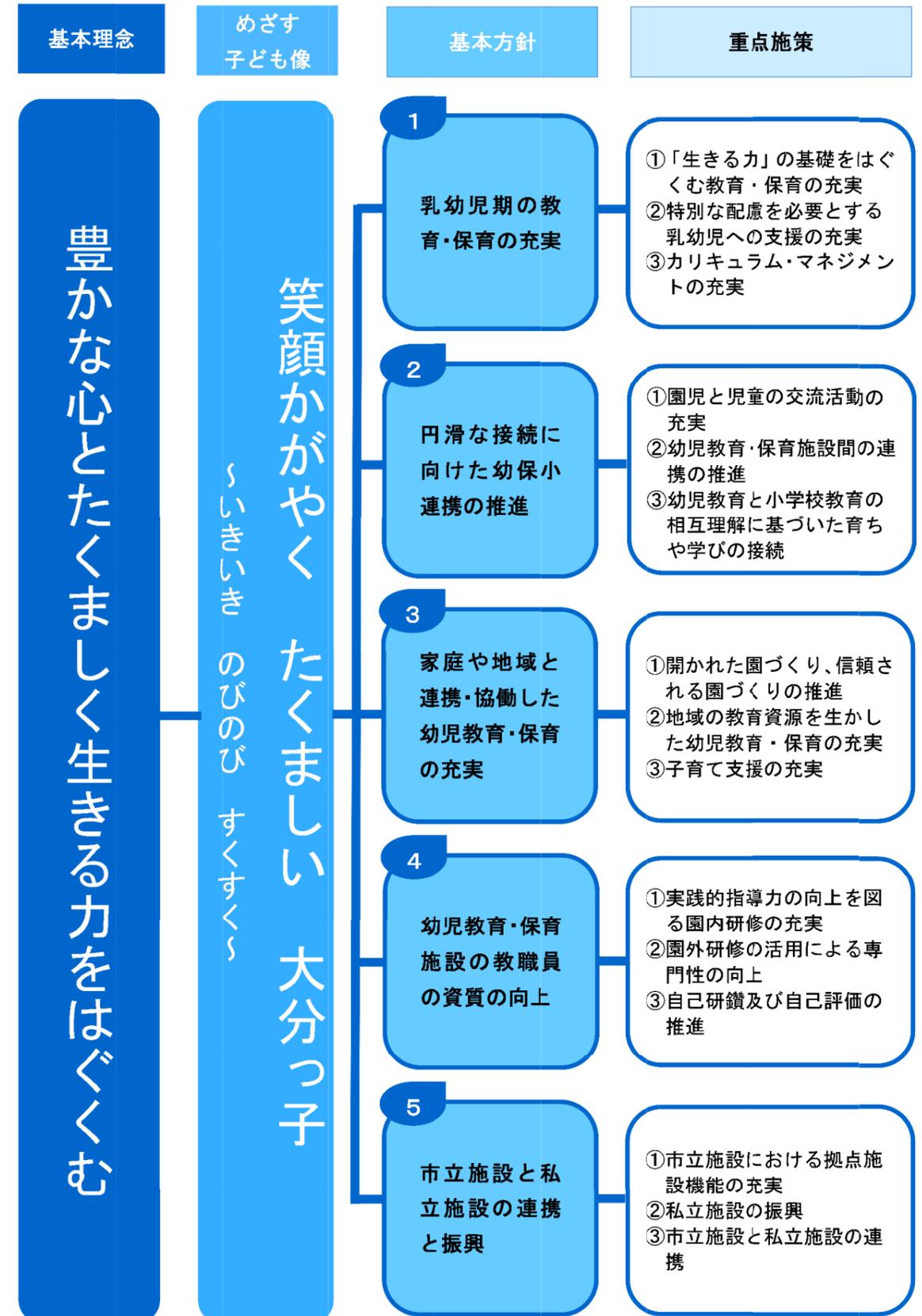
なお、本振興計画に示した取組の方向性や具体的取組等について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

2. 計画の位置付け

「大分市幼児教育・保育振興計画」は、本市の市政運営の基本方針となる「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」の個別計画である「大分市教育ビジョン 2017」との整合性を図るとともに、乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえて、今後 10 年間の本市における幼児教育・保育の振興に向けた施策を明らかにするものとして策定するものです。



3. 施策の体系



大分市幼児教育・保育振興計画〈概要版〉

4. 基本理念

幼稚園や保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設、家庭、地域との連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくむことをめざし、基本理念を次のとおりとします。

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

5. めざす子ども像

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもたちがその発達に応じた教育・保育を受けることで、心身ともに健康で個性豊かな育ちを身につけ、「生きる力」の基礎をはぐくむことが大切です。

「生きる力」とは、変化の激しい社会において、さまざまな人と協調しつつ、自立的に社会生活を送っていくために必要となる、人間としての実践的な力であり、乳幼児期の教育・保育においては、「生きる力」の基礎をはぐくむため、その時期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、「育みたい資質・能力」を一体的にはぐくんでいくことが大切です。

本市では、「生きる力」の基礎を3つのキーワード、すなわち、子どもの主体性や好奇心、探究心に満ちた姿を「いきいき」と、子どもが相手を思いやりながら、言葉による伝え合いや自己表現する姿を「のびのび」と、子どもが日々すこやかに成長し、見通しをもって生活しようとする姿を「すくすく」と表現し、具体的な子どもの姿を示したうえで、めざす子ども像を次のとおりとします。

笑顔かがやく たくましい 大分っ子
～いきいき のびのび すくすく～

6. 施策の展開

基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実

【重点施策1】「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育の充実

乳幼児期の子どもは、充実した生活や遊びを通して成長していきます。幼児教育・保育施設は、園児が身近な環境に主体的に関わり、考えたり試したり、挑戦したりしようとする力、友だちとさまざまな体験を重ねる中で、自分も友だちも大切に、自己表現する力、心や体を十分に働かせて自らが健康で安全な生活をつくり出そうとする力など「生きる力」の基礎をはぐくむ乳幼児期の教育・保育の充実を図ります。

【重点施策2】特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実

幼児教育・保育施設は、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国から帰国した子どもや日本語の修得に困難のある子どもなどが安心して自己を発揮できるよう、一人ひとりの実態に合わせた教育的ニーズや発達の課題を的確に把握する中で、個別の指導計画を作成し、子どもの特性に応じた支援に努めます。また、よりきめ細かな相談体制を整えることで、保護者への支援に努め、特別支援教育・保育の充実を図ります。

【重点施策3】カリキュラム・マネジメントの充実

幼児教育・保育施設は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、地域の実情に応じ園児が充実した生活を展開できるカリキュラムを編成するとともに、園長のリーダーシップのもと、その計画が円滑に実施できているかを検証・評価して改善を図り、その内容を全ての教職員が共有しながら、組織的かつ計画的に教育・保育の質の向上を図ります。

基本方針2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進

【重点施策1】園児と児童の交流活動の充実

幼児教育・保育施設と小学校は、園児と児童の思いやりの心、他者との接し方等社会性の基礎をはぐくむとともに、小学校就学に向けた園児の自信や期待を高め、安心感が持てるよう、異年齢交流やさまざまな人々との関わりを計画的に実施します。小学校は、児童と園児の活発な交流を進めるため、近隣の幼児教育・保育施設への積極的な働きかけを行います。

【重点施策2】幼児教育・保育施設間の連携の推進

幼児教育・保育施設は、教職員同士が交流し、互いの園の特色や教育・保育目標、地域の様子等について情報を共有し、相互理解を深めることで、連携の推進を図ります。

【重点施策3】幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続

幼児期において、はぐくまれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育・保育施設と小学校の教職員との情報共有や意見交換等合同研修の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しつつ、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法について相互理解を深めます。

基本方針3 家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実

【重点施策1】開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進

幼児教育・保育施設は、園児の活動の様子や教育・保育方針を積極的に情報発信するとともに、園児が地域の行事に参加したり、地域住民を園の行事に招待するなど地域との交流を図ることで、開かれた園づくりを進めます。また、こうした取組を通して、家庭や地域と育ってほしい子どもの姿を共有することで、信頼される園づくりをめざします。

【重点施策2】地域の教育資源を生かした幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育施設は、地域の自然、人材、伝統や文化等、地域の教育資源を積極的に活用した多様な体験活動を通して、園児の協調性や人と関わる力を育成するとともに、自分が住む地域への愛着や郷土愛をはぐくみます。

【重点施策3】子育て支援の充実

幼児教育・保育施設は、園児の保護者はもとより、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と保護者をつなぐなど、子育て支援の一層の充実を図ります。

基本方針4 幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上

【重点施策1】実践的指導力の向上を図る園内研修の充実

教職員は、保育実践を通じた職員間での主体的な学び合いにより、知識及び技能の向上を図るとともに、教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験をもつ人材を活用するなど、実践的指導力の向上を図ります。

【重点施策2】園外研修の活用による専門性の向上

教職員は、職歴や経験年数に応じた園外研修や他の幼児教育・保育施設の研究発表会等に参加し、幼児教育・保育の専門家としての確かな力量を高めます。

【重点施策3】自己研鑽及び自己評価の推進

教職員は、自ら人権感覚や倫理観を磨き、豊かな人間性を養うとともに、日々の保育実践を踏まえた自己評価を行い、保育の改善に生かすなど自ら学び続けることが大切です。また、園長は、リーダーシップを発揮し、各自の研鑽や評価を推進していく体制づくりや意識啓発にも取り組んでいきます。

基本方針5 市立施設と私立施設の連携推進と振興

【重点施策1】市立施設における拠点施設機能の充実

市立の幼稚園と保育所は、教育・保育を取り巻く諸課題やニーズに対する先進的な実践・研究を行い、その成果や課題を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有を図ります。また、市立の幼稚園と保育所の一体化による認定こども園化を進め、地区公民館区域における拠点施設として担う役割を効果的に果たし、保育環境の充実を図ります。

【重点施策2】私立施設の振興

私立の幼児教育・保育施設は、建学の精神による教育や特色のある保育内容の充実など、私立ならではの独自性を生かし、保護者ニーズに応じた多様な手法による教育・保育を提供しており、引き続き、子どもたちに良質な教育・保育を提供するために私立施設の振興を図ります。

【重点施策3】市立施設と私立施設の連携

市立施設と私立施設は、相互の連携を一層図り、教育・保育に関する現状と課題についての情報を共有し、相互理解を深めることで、教育・保育の更なる充実を図ります。